

三川町育英奨学資金貸付細則

(三川町育英奨学資金貸付決定までの流れ)

1. 育英奨学資金の申請手続き

1) 申請書類の受付期間は、7月1日～8月22日までの役場開庁日となります。

2) 申請書類

必要書類		様式等	内容・留意事項等
1	育英奨学資金貸付申請書	様式第1号	
2	履歴書	様式第1号 裏面	世帯状況の欄には、同居している親族すべての方について記入
3	出身学校又は在学校の成績表	1部	成績を証明する書類の原本
4	承諾書（申請時）	1部	世帯全員分の住民票、所得及び納税状況を教育委員会で調査することに承諾していただく書類です

2. 奨学生の予約決定及び通知

1) 三川町育英奨学資金貸付条例第2条に規定する貸付対象者にふさわしい方を、令和7年9月中旬に開催する育英奨学資金運営委員会において選考します。

2) 申請の結果については、令和7年9月下旬に選考結果及び予約決定通知書を送付します。

3) 予約決定を受けた方が、奨学資金の貸付を辞退される場合は、様式第6号「育英奨学資金貸付申請辞退届出」を速やかに提出してください。

4) 貸付の優先順位が貸付予定者数を超過している方については、予約決定者の辞退等により、貸付予定者数内に優先順位が繰上げとなった場合、選考結果及び予約決定通知書を送付します。

3. 奨学生の確定

1) 予約決定者は、入学先が決定した場合、その学校の合格通知書の写しを添えて、様式第5号「入学校の決定報告書」を速やかに提出してください。

2) 入学校の決定報告書の提出後に奨学生として確定し、育英奨学資金貸付決定通知書を送付します。

4. 貸付に必要な書類の提出

1) 育英奨学資金貸付決定通知書の受領後、2週間以内に次の書類を提出していただきます。

必要書類		様式等	内容・留意事項等
1	誓約書	様式第2号	連帯保証人2名（保護者以外の連帯保証人1名は、別に生計を営む者とし、奨学資金の連帯保証の意思を電話等で確認させていただきます）
2	印鑑証明書	各1部	連帯保証人2名の原本

3	承諾書（誓約時）	1 部	連帯保証人（保護者）の住所及び所得状況を教育委員会で調査することに承諾していただく書類です
4	保護者以外の連帯保証人の住所及び所得を確認できる書類	各 1 部	連帯保証人（保護者以外）の住所及び所得を確認できる書類
5	債権者登録（変更）申出書	1 部	育英奨学資金の受領口座の登録に必要です

2) 新年度の 4 月末日まで、次の書類のいずれかを提出していただきます。

必要書類		様式等	内容・留意事項等
1	在学証明書 （新年度に取得したもの）	1 部	在学していることを確認するための書類ですので、新年度に取得したものを提出してください
2	在学報告書及び学生証の写し	1 部	

※上記 1) の誓約書等書類一式（1～5）及び在学証明書が期限までに提出がなされなかった場合は、貸付の確定を取り消します。

5. 育英奨学資金の貸付け

- 1) 育英奨学資金の貸付けは、所定の期日までに奨学生の指定口座に振込みます。
- 2) 4 月分の育英奨学資金は、5 月分と合算して 5 月末に振込むものとし、以降の月については、毎月末に振込みます。
- 3) 貸付期間及び貸付金額は、様式第 1 号「育英奨学資金貸付申請書」に記載した貸付希望期間並びに貸付希望金額となります。

6. 届出等の義務

翌年度以降も進級の度、4 月末日までに次の書類のいずれかを提出していただきます。

必要書類		様式等	内容・留意事項等
1	在学証明書 （新年度に取得したもの）	1 部	在学していることを確認するための書類ですので、新年度に取得したものを提出してください
2	在学報告書及び学生証の写し	1 部	

7. 借用証書の提出

奨学生が卒業、育英奨学資金の貸付を停止又は廃止された場合、次に定める書類を最後の育英奨学資金を受領した日から 2 週間以内に提出してください。

必要書類		様式等	内容・留意事項等
1	育英奨学資金借用証書	様式第 4 号	連帯保証人 2 名
2	育英奨学資金償還内訳書	様式第 4 号 裏面	
3	印鑑証明書	各 1 部	誓約書提出時と連帯保証人及び実印が変わらない場合は不要です （連帯保証の意思を電話等で確認させていただきます）

4	承諾書（償還時）	1 部	連帯保証人（保護者）の住所及び所得状況を教育委員会で調査することに承諾していただく書類です
5	保護者以外の連帯保証人の住所及び所得を確認できる書類	各 1 部	連帯保証人（保護者以外）の住所及び所得を確認できる書類

8. 育英奨学資金の償還

1) 卒業の1年後から、月賦、半年賦又は年賦の方法による均等償還となります。

（高等学校：5年以内、高等専門学校：6年以内、

短大・専修学校（専門課程）：5年以内、大学・大学院修士課程：10年以内）

2) 全額又は数回分を繰上げて償還することもできます。

9. 育英奨学資金の変更申請手続き（貸付期間の延長、貸付金額の増額等）

変更申請書の受付期間は、申請書等の受付期間と同様、7月1日～8月22日までの役場開庁日となります。

必要書類		様式等	内容・留意事項等
1	育英奨学資金貸付変更申請書	1 部	連帯保証人 2 名

10. その他

育英奨学資金の貸付及び償還等の手続きについては、三川町育英奨学資金条例及び三川町育英奨学資金貸付規則の規定に基づき実施しています。